

## 大口町危険空家除却費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、管理不全の空家の除却を推進することにより地域住民の安全な生活環境を確保し、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の除却工事を実施する者に対し、町の予算の範囲内において危険空家の除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象となる空家)

第2条 補助の対象となる空家は、1年以上居住その他の利用がされていない状態をいい、所有権以外の権利が設定されていない空家であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の除却について同意している場合は、この限りでない。

- (1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であり、かつ延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている木造住宅であること。（住宅の不良度の判定基準による評点が100点以上のもの）
- (2) 住宅以外の建築物若しくは木造住宅以外の住宅で、町長が別に定める判定基準又は大口町空家等対策協議会で危険空家と判断された建築物

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条に掲げる空家（以下「危険空家」という。）の所有者であること。ただし、危険空家が共有である場合は、当該危険空家の除却について共有者全員の同意があること。
- (2) 町税の滞納がない者
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定す

る暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

2 補助対象者は、危険空家の所有者とし、補助金の交付は1敷地について1回限りとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が大口町内に事務所を有する法人又は個人（以下「除却業者」という。）に依頼して行う工事とし、危険空家の除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号（以下「建設リサイクル法」という。））に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次号に掲げる工事とする。

- (1) 危険空家を除却するもの
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受けないもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が除却業者に支払った補助対象事業に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額は平成36年3月31日までとし、平成36年4月1日以後は、20万円を限度とする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。

(判定申請)

第8条 申請者は、補助金交付申請前に危険空家判定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空家の位置図（付近見取図）
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）  
(危険空家の判定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が危険空家に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第10条 町長は、前条の規定による判定をした場合は、危険空家判定結果通知書（様式第2）により、第8条の申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の規定により危険空家に該当する旨の通知があった申請者は、大口町危険空家除却費補助金交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 危険空家の使用状況報告書（様式第4）
  - (2) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類（課税証明書等）
  - (3) 除却工事費見積書（除却業者の記名のあるものに限る。）
  - (4) 除却業者の有する建設業の許可（土木、建築又はとび・土工及び解体）の写し又は建設リサイクル法に基づく除却工事業の登録を称する図書の写し
  - (5) 前年度の町税の納税証明書
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第12条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で、予算の範囲内において補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大口町危険空家除却費補助金交付決定通知書（様式第5）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するためには必要な条件を付すことができる。

(事業の実施)

第13条 申請者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第14条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業を中止する場合は、速やかに大口町危険空家除却費補助金取下げ申出書（様式第6）を町長に提出するものとする。

(補助対象事業の変更申請)

第15条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大口町危険空家除却費補助金変更承認申請書（様式第7）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請においては、第11条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 町長は、第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、大口町危険空家除却費補助金変更承認通知書（様式第8）により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第16条 申請者は、補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、大口町危険空家除却費補助金実績報告書（様式第9）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができます。

(1) 補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し。ただし、請求書による場合は、補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない。（除却業者の発行したものに限る。）

(2) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの。）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 町長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査の上、交

付すべき補助金の額を確定し、大口町危険空家除却費補助金確定通知書（様式第10）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第18条 申請者は、前条の確定通知書を受けとった日から起算して10日以内に、大口町危険空家除却費補助金請求書（様式第11）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第19条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、大口町危険空家除却費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第12）により、補助金の決定を取り消し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第16条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第17条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（書類の保管）

第20条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他必要事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第22号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 大口町告示第68号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。